

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞

推薦募集についての御案内

(令和8年度)

東京都産業労働局

「東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞」
令和８年度推薦募集についての御案内

東京都では、技能者の育成と技能継承に取り組んでいる都内の中小企業等で、特に成果を上げた企業等を「東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞」として表彰しています。

この表彰制度は、中小企業等における技能者の処遇・地位向上を図ることによって、東京の産業の活性化と競争力のあ
る東京のものづくり産業及びサービス産業を築くことを目的
としているものです。

このたび、東京都では、令和８年度「東京都中小企業技能
人材育成大賞知事賞」に係る推薦募集を行います。

推薦手続きについては、応募要項（推薦に係る留意事項）
をご覧ください。

目 次

1 応募要項（推薦に係る留意事項）

本 文	1
推薦書：(様式1)の記入例	6
調 書：(様式2-1)、(様式2-2)、(様式2-3)の記入例	7

2 贈呈実施要領

本 文	10
別 表	11
推薦書：(様式1)	13
調 書：(様式2-1)、(様式2-2)、(様式2-3)	14
賞の選定対象	17

3 贈呈要綱、贈呈審査会設置要綱

(1) 贈呈要綱

本 文	18
別 表	20

(2) 贈呈審査会設置要綱	21
---------------------	----

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞 応募要項（推薦に係る留意事項）

推薦書類につきましては、推薦団体のご担当者様において、お取りまとめの上、ご提出くださいますようお願いいたします。

※提出された書類の内容について、ご質問させていただく場合がありますので、提出書類の写し等をお手元に保管願います。

※書類の記載内容については、7月頃を目途に、東京都職員及び審査委員が、推薦を受けた中小企業等の事業所（技能者の人材育成や処遇・地位向上に関する取組の現場。原則として都内事業所）を実地に訪問し、取組状況を確認させていただく予定です。

1 推薦手続

- (1) **推薦者**：商工会議所、商工会、経営者団体、産業団体、区市町村長等（**団体推薦**）
- (2) **推薦の数**：1 推薦団体につき 1 社
- (3) **被推薦者**：「東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈要綱」第 2 条に該当する中小企業等

2 提出書類

	書 類 名	提出形式
①	推薦書（様式 1）	Word データ
②	調書（様式 2-1, 2-2, 2-3）	Word データ
③	業務内容のわかるパンフレット、または資料	データファイルの形式は任意
④	組織の全体像、及び各部署名がわかる組織図	データファイルの形式は任意
⑤	人材育成に関するパンフレット、資料、写真等 ア 人材育成に関する資料、写真記録等 イ 人材育成の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等 ウ 各種免許・資格、技能検定合格証書、表彰状、感謝状等の写し	データファイルの形式は任意

※上記①・②の推薦書・調書の様式は、下記のホームページよりダウンロードしてください。

TOKYOはたらくネット

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/hyosho/jinzai_ikusei/



【書類作成等に関する注意事項】

- ・調書に添付する資料については、調書・資料の双方に同一の資料番号（資料 1、資料 2 …）を付してください。
- ・新聞記事等は、所有者（出版社等）、年月日を必ず記入してください。
- ・組織図については、部名・課名等が分かる簡易なものをご提出ください。
- ・音声及び動画等の提出は不可とします。審査委員への説明が必要なものがある場合は、事業所訪問時に提示してください。

3 提出期限

令和8年5月29日（金曜日）必着

4 提出方法

提出は LoGo フォーム（インターネット上の申請フォーム）から行ってください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1467293>

- (1) はじめに、上記 URL にアクセスしていただき、推薦団体のご担当者様のメールアドレスを入力して認証を行ってください。
- (2) その後、推薦団体のご担当者様宛に、no-reply@logoform.jp から「フォーム URL のご案内ー東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞の推薦応募フォーム」という件名のメールが届きますので、記載の URL をクリックしてください。
- (3) 申請フォームが表示されますので、画面の案内に沿って必要事項を入力し、推薦書類を添付（アップロード）してください。全ての入力完了したら、「送信」ボタンを押してください。
- (4) 提出が正常に完了すると、「送信完了」メールが届きます。メールの受信をもって、提出完了となります。

※1 ファイルあたりのサイズ上限は10MB、全ファイルの合計サイズ上限は100MBです。

※容量超過によりアップロードできない等の場合は、下記問合せ先へご連絡ください。

【問合せ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階

東京都産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当

望月（もちづき）、赤羽（あかはね）

MAIL ginouhyouka_noukai@section.metro.tokyo.jp

TEL 03-5320-4717（直通）

※お問合せの際は、「東京都中小企業技能人材育成大賞」の推薦応募の件とお伝えください。

4 推薦書類の作成方法

推薦書類については、6 頁～9 頁の記入例をご参照の上、漏れや誤りのないようご記入ください。

(1) 推薦書（様式 1）**※記入例：6 頁**

- 推薦書には、「推薦団体名」、「役職・氏名」、「住所（郵便番号含む）」、「推薦を受ける中小企業等の名称」及び「推薦した理由」を記入してください。
- 過去の推薦状況欄には、今回推薦する中小企業等について過去に本表彰へ推薦した

ことがある場合、その「推薦年度」及び「推薦回数」を記入してください。初めて推薦する場合は、「0」を記入してください。

- 「推薦団体事務担当者」欄に「部署名」、「役職名及び氏名」、「電話番号」、「メールアドレス」を記入してください。
- (注) ここには、推薦を受ける中小企業等ではなく、推薦を行う団体の事務担当者の情報を記載してください。**

(2) 調 書 (様式 2-1、2-2、2-3)

※全ての部門(「ものづくり部門」、「サービス部門」、「建設・建築部門」)で共通様式です。

(様式 2-1) ※記入例：7頁

- 1「業種」欄には、被推薦企業の業種名を記入してください。また、「部門」については、「ものづくり部門」、「サービス部門」、「建設・建築部門」のうち、該当する部門名を記入してください。
- 2「主な事業内容」欄には、主たる業務内容を記入してください。
- 3「中小企業等の名称」欄には、登記上の正式名称を記入してください。ふりがなも記入してください。
- 4「本社」欄には、登記上の本店の「郵便番号」、「住所」、「電話番号」を記入してください。
- 5「代表者職・氏名」欄には、代表者の役職名および氏名を正式名称で記入してください。ふりがなも記入してください。
- 6「審査訪問先事業所」欄には、審査委員が実地に現場確認を行うため訪問させていただく事業所(実際に技能者の人材育成に取り組んでいる事業所。原則として都内事業所)について、「郵便番号」「住所」「電話番号」を記入してください。
なお、「本社」と同一の場合は、「同上」と記入してください。
- 7「担当者」欄には、被推薦企業の担当者の「ふりがな」、「氏名」、「部署」、「役職」、「メールアドレス」を記入してください。現場確認の際の調整で、当該連絡先へご連絡します。
- 8「中小企業等の概況」欄には、「資本金」「年間売上高」を千円単位で記入してください。
- 9「事業所の沿革」欄には、創立以降の主な沿革(創立、合併、分離、組織変更、名称変更等)を、年月日順に記入してください。なお、様式の行数は増やさず、「創立」から「現在に至る」までの主要なもののみ記入してください。
- 10「被表彰及び感謝状の受賞歴」欄には、国、地方公共団体、業界団体等からの表彰や感謝状の受賞歴がある場合に、年月日、表彰等の名称および表彰等発行者名を記入してください。なお、様式の行数は増やさず、主要なもののみ記入して

ください。該当がない場合は空欄で構いません。

- 11「人員構成」欄には、現在の人員構成について、職層ごとに人数を記入してください。一般社員については、正社員の人数を内数で（ ）書きにより示してください。技能検定試験合格者がいる場合は、「うち技能士の数」欄に人数を記入してください。最下段の「合計（従業員総数）」には、全従業員の合計人数を記入してください。

【参考】技能検定制度とは（厚生労働省「技のとびら」ホームページ）

<https://waza.mhlw.go.jp/kenteiseido/>



（様式 2-2） ※記入例：8 頁

- 12「人材育成に関する社内実施体制等」欄

[項目①] 人材育成の方針や目標、及びその運用

- ・組織として定めている人材育成に関する基本的な考え方や方針、到達目標等について記入してください。

[項目②] 求める人材像、及びその育成に向けた取組

- ・組織として求める人材像（知識・技能・姿勢等）を具体的に記入してください。
- ・当該人材像の実現に向けて実施している育成上の取組（OJT、研修、配置、評価制度との連動等）を記載してください。

[項目③] 策定・運用している教育マニュアル・研修プログラム

- ・現在策定・運用している教育マニュアルや研修プログラムの名称、内容、対象者等を記入してください。
- ・定期的実施しているものについては、実施頻度や更新状況等も記載してください。

- 13「研修実績（過去3年間）、資格習得支援制度」欄

- ・過去3年間に実施した主な研修実績について、研修内容、対象者、実施時期等が分かるよう記入してください。
- ・資格習得支援制度がある場合は、制度の概要（対象資格、支援内容、利用実績等）を記載してください。

（様式 2-3） ※記入例：9 頁

- 14「人材育成に関する特筆すべき取組・実績」欄

- ・これまでに実施してきた人材育成に関する取組のうち、特に重点を置いている取組や、創意工夫等により高い成果を出している取組等、**特筆すべき取組・実績を2つ**記入してください。
- ・1つの取組ごとに、「開始時期」、「概要」、「実績・成果」の3点について、具体的に、かつ可能な範囲で客観的な情報を盛り込んで記入してください。

○ 15「技能水準・評価及び処遇への反映」欄

- ・人材育成の取組が、職員等の技能水準の把握や評価、処遇（昇任、配置、手当等）にどのように反映されているかについて記入してください。
- ・制度として明文化されている場合は、その内容が分かるように記載してください。

以上

(様式1)

(記入例)

令和〇年〇月〇日

推 薦 書

推薦団体： ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

役職・氏名：事務局長 ○○ ○○

住所：〒 ○○○-○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

下記の理由により、東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞の被贈呈候補者として、

株式会社 ○○○○○○○○○○○○○を推薦します。

推 薦 理 由	<p>当該企業は、品質を第一に、顧客満足度を重視する経営理念を実践し具現化するため、社員個々人の技能・技術の向上とノウハウの蓄積を重視している。</p> <p>さらに、職場は社員が自己表現の場として、自らの目標に向かって進んでいけるよう、人材育成に積極的な取組みがなされている。</p>			
過去の推薦状況	推薦年度	令和〇年度	推薦回数	2回

推薦団体 事務担当者	部 署 名	○○○○○○
	役 職 名 氏 名	○○○○○○ ○○ ○○
	電 話 番 号	○○○○○○
	メールアドレス	○○○○○○

※推薦書を作成してください。

併せて、推薦される中小企業等が作成した調書および資料を取りまとめの上、提出してください。

1	業 種・部 門	業種	電子機器製造業	部門	ものづくり部門	
2	主 な 事 業 内 容	精密歯車の試作・開発及び自動車・二輪車用レースギアの製造				
3	(ふりがな) 中小企業等の名称	(○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○) 株式会社 ○○○○				
4	本 社	郵便番号	○○○-○○○○	電話番号	○○○○-○○○○	
		住 所	○○○○○			
5	(ふりがな) 代 表 者 職 氏 名	(○○○○○○○○○) 代表取締役社長 ○○ ○○				
6	審査訪問先 事業所	郵便番号	○○○-○○○○	電話番号	○○○○-○○○○	
		住 所	○○○○○			
7	担 当 者	ふりがな	○○○ ○○○	部署	総務部	
		氏名	○○ ○○	役職	主任	
		メールアドレス	○○○○○@○○○○○			
8	中小企業等の概況	資本金	(千円)	年間売上高	(千円)	
9	事業所の沿革 ※創立、合併、分離、組織及び名称等	年 月 日	内 容			
		1946年10月○日	○○作業所創立			
		1954年○月○日	○○製作所発足			
		1972年○月○日	株式会社○○に名称変更			
		2006年2月○日	株式会社○○(子会社)設立			
			現在に至る			
10	被表彰及び感謝状 の受賞歴	年 月 日	表彰等の名称 / 表彰等発行者名			
		2020年11月○日	東京都○○大賞 / 東京都知事			
		2024年8月○日	中小企業○○表彰 / ○○区長			
11	人員構成 ※一般社員については、正社員の人数を内数で()書きにより示すこと。 ※技能士とは、技能検定試験合格者のこと。該当者がいる場合は記入。	職 名	人 数※		うち技能士※の数	
		役 員 (取締役)	3	人	0	人
		部 長	3	人	1	人
		工場長	1	人	1	人
		課 長	5	人	3	人
		一般社員 (うち正社員)	20 (16)	人	4 (0)	人
		合計 (従業員総数)	49	人	14	人

	項 目	取 組 内 容・実 績
12 人材育成に関する社内実施体制等	① 人材育成の方針や目標、及びその運用	<p>必須事項 【1】規定・運用している人材育成の方針や目標について、具体的に記入。</p> <p>任意事項 【2】それをどのようにして社員等へ浸透させ、実際の人材育成に結び付けているか、具体的な取組内容を記入。</p> <p>【1】人材育成の方針「○○○…」や目標「○○○…」を定めている。(資料1) 【2】人事評価制度において○○○を重視し、年度毎の個人目標や、年○回の自己評価にも同項目を設けて振り返る機会を設けることで、社員への意識付けを図っている。また、この方針や目標をふまえ、○○○を重視した研修を積極的に採用している。(資料2)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">資料の方にも、<u>対応した</u> <u>資料番号</u>を振ってください。</p>
	② 求める人材像、及びその育成に向けた取組	<p>必須事項 【1】企業・団体として求める人材像は、どのような技術・技能・知識を持った人材であるかを具体的に記入。 【2】その人材を育成するために、職務レベルや経験年数ごとに、どのような達成目標を掲げ、どのように育成を行っているかを、具体的に記入。</p> <p>【1】・顧客ニーズに応じた多品種小ロット生産を行うため、技術職の多能工化を図っている。 【2】・製造ラインの従事者には、「多技能工向上計画」という教育計画兼実績評価表を用い、個人別の現在の技能評価、目標技能レベル及び目標習得期限を一覧表で示している。 ・個人の技能レベルは5段階（加工ができる。品質管理ができる。作業に習熟し、量産開始を承認できる。段取り替えができる。指導ができる。）の色別表示でランク付けしている。 ・技術職社員には早いうちから幅広く技術を身に付けることを求めており、概ね入社○年目で○○程度の技能習得を目指して育成している。(資料3)</p>
	③ 策定・運用している教育マニュアル・研修プログラム	<p>・毎年度作成する「○○○計画書」には、OJTや社内・社外研修の対象者・指導者・日程など、当該年度の教育プログラムを規定している。 教育プログラムは、各部署からの育成状況報告（年○回）や、社員からのアンケート結果を踏まえて、○○○会議（年○回、各部署の管理職が参加）において検討し、毎年度メニューや回数を見直しを行っている。 ・担当する業務分野ごとの教育マニュアル（OJT指導者向け）も○種類策定しており、OJT指導担当者が中心となって、毎年度見直しを行っている。(資料4)</p>
13	研修実績（過去3年間）、資格習得支援制度	<p>【令和○年度教育プログラム 実施実績（主なもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能検定○○職種2級：対策講座・受検料を会社が支援。○名が受検、うち○名合格。 ・令和○年度からの「○○プロジェクト」に入社○～○年目の技術職社員を○名参加させ、若手社員の新技术習得を推進。 ・管理監督者研修：対象者○人中○人受講（外部講師を招き自社で○日間実施） ・新人研修：対象者○人中○人受講（社内熟練工によるOJTを○日間実施）(資料5)

14	①	開始時期	平成〇年〇月から現在まで
		概 要	熟練者と若手が共にテーマを決めて研究開発を行い、技術習得ができるように、社員に実験室を開放し、積極的な利用を促すための〇〇〇や〇〇〇といった取組を行っている。
人材育成に関する特筆すべき取組・実績	①	実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・全技術職社員の7割程度が実験室を利用している。 ・毎年、〇月に研究開発の報告会と表彰を行うことで、年に約〇件程度の研究開発が自発的に行われている。 ・この実験室で〇〇が開発されたことに伴い、令和〇年には〇〇が商品化された。(資料7)
			資料の方にも、対応した資料番号を振ってください。
15	②	開始時期	平成〇年〇月から現在まで
		概 要	毎年「教育委員会」を立ち上げ、委員会による人材育成の自主的な企画・運営を支援している。メンバー〇名は毎年変え、入社〇年目以降の社員（管理職を除く）から立候補形式で選ぶ。毎年〇月にメンバー選定・発足、業務時間内に定期的に集まって取り組んでいる。
処遇への反映	②	実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・制度開始から毎年実施。近年は、コミュニケーション能力向上を図るための〇〇〇といったOJTメニューや、プレゼンテーション力強化のための〇〇研修を企画・実施した。 ・令和〇年に企画・実施した〇〇〇の勉強会は、社員のアンケート結果でも大変好評で、〇カ月に1回の頻度で毎年続けている。その結果、社員から〇〇〇や〇〇といった改善提案が出るようになり取り入れたところ、〇〇の作業時間とミスの発生を大幅に減らすことができた。(資料8)
			<ul style="list-style-type: none"> ・指定職種の技能検定合格者に対しては「技能奨励金支給規定」に基づき奨励金を支給している。2級合格者には半年ごとに〇〇円、同1級合格者に対しては、半年ごとに〇〇円が支給される。 ・技能士の資格所持者のうち、〇〇の要件を満たす者は、〇〇に基づく規定により「技術主幹」とし、管理職として処遇している。(資料6)

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈要綱（以下「大賞要綱」という。）第7条の規定に基づき東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定対象)

第2条 贈呈を受けることができる中小企業等は、大賞要綱第2条に定めるとおりとする。

(推薦方法)

第3条 商工会議所等の経済団体、業界団体及び区市町村長等は、第2条に該当する中小企業等について、次の書類を知事に提出するものとする。

1 提出書類

- ① 推薦書（様式1）
- ② 調書（様式2-1）、（様式2-2）、（様式2-3）
- ③ 業務内容がわかるパンフレット、資料等
- ④ 組織の全体像、及び各部署名がわかる組織図
- ⑤ その他の人材育成に関するパンフレット、資料、写真等
 - ア 人材育成に関する資料、写真記録等
 - イ 人材育成の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等
 - ウ 各種免許・資格、技能検定合格証書、表彰状、感謝状等については、その内容を証明する資料及び免許証・合格証書・表彰状等の写し

2 提出先 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課

(被贈呈候補者の審査)

第4条 被贈呈候補者については、大賞要綱第3条及び東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈審査会設置要綱第3条の規定に基づき、審査会の審査を受けるものとする。

(被贈呈者の決定)

第5条 贈呈を受ける中小企業等は、第3条の推薦に基づき、かつ、第4条の審査会の公正な意見を聴いて、知事が決定するものとする。

なお、贈呈を受ける中小企業等の数は、大賞要綱第5条のとおりとする。

ただし、審査会の審査の結果、該当なしとすることができる。

(贈呈の方法等)

第6条 知事賞は、賞状等をもって交付する。賞状の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要領は平成17年5月13日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月2日から施行する。

附 則

この要領は令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年4月6日から施行する。

別表 賞状（東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞）の様式（A3横）

賞状

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞

大賞

〇〇〇〇部門

（受賞企業・団体名） 殿

貴社（貴団体）は優秀な技能者の育成と技能の継承への取組に素晴らしい成果をあげられ東京の産業の活性化に寄与していると認められますのでこれを賞します

年 月 日

東京都知事（氏名） 印

賞状

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞

優秀賞

〇〇〇〇部門

（受賞企業・団体名） 殿

貴社（貴団体）は優秀な技能者の育成と技能の継承への取組に素晴らしい成果をあげられ東京の産業の活性化に寄与していると認められますのでこれを賞します

年 月 日

東京都知事（氏名） 印

賞状

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞

奨励賞

〇〇〇〇部門

(受賞企業・団体名) 殿

貴社(貴団体)は優秀な技能者の育成と技能の
継承への取組に素晴らしい成果を
あげられ東京の産業の活性化に
寄与していると認められますので
これを賞します

年 月 日

東京都知事(氏名) 印

(様式1)

令和 年 月 日

推 薦 書

推薦団体：

役職・氏名：

住所：〒

下記の理由により、東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞の被贈呈候補者として、

_____を推薦します。

推 薦 理 由				
過去の推薦状況	推薦年度	令和 年度	推薦回数	回

推薦団体 事務担当者	部 署 名	
	役 職 名 氏 名	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	

※推薦書を作成してください。

併せて、推薦される中小企業等が作成した調書および資料を取りまとめの上、提出してください。

1	業 種・部 門	業種		部門	
2	主 な 事 業 内 容				
3	(ふ り が な) 中 小 企 業 等 の 名 称	()			
4	本 社	郵便番号		電話番号	
		住 所			
5	(ふ り が な) 代 表 者 職 氏 名	()			
6	審査訪問先 事業所	郵便番号		電話番号	
		住 所			
7	担 当 者	ふりがな		部署	
		氏名		役職	
		メールアドレス			
8	中 小 企 業 等 の 概 況	資本金	(千円)	年間売上高	(千円)
9	事業所の沿革 ※創立、合併、分離、組織 及び名称等	年 月 日	内 容		
			現在に至る		
10	被表彰及び感謝状 の受賞歴	年 月 日	表彰等の名称 / 表彰等発行者名		
11	人員構成 ※一般社員については、正社員の 人数を内数で()書きにより 示すこと。 ※技能士とは、技能検定試験合格 者のこと。該当者がいる場合は記 入。	職 名	人 数※		うち技能士※の数
				人	人
				人	人
				人	人
				人	人
				人	人
				人	人
		合計 (従業員総数)		人	人

	項 目	取 組 内 容・実 績
12 人材育成に関する社内実施体制等	① 人材育成の方針や目標、及びその運用	
	② 求める人材像、及びその育成に向けた取組	
	③ 策定・運用している教育マニュアル・研修プログラム	
13	研修実績（過去3年間）、資格習得支援制度	

14	①	開始時期	
		概要	
		実績・成果	
14	人材育成に関する特筆すべき取組・実績	開始時期	
		概要	
		実績・成果	
15	②	開始時期	
		概要	
		実績・成果	
15	技能水準・評価及び 処遇への反映		

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞の選定対象

「ものづくり部門」の対象となる中小企業等については、東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈要綱第2条(1)より、「ものづくり基盤技術振興基本法施行令(平成11年政令第188号)」第2条に定める業種であること。

また、「サービス部門」と「建設・建築部門」の対象となる中小企業等については、要綱の別表に定めた技能五輪全国大会の競技職種に関連する業種、もしくは技能検定職種に関連する業種等に属する中小企業等であること。

(選定対象)

第2条 被贈呈者の選定は、知事が、技能者の育成と処遇・地位の向上に努めた中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条で規定する中小企業をいう。以下同じ。)、企業組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第4号で規定する企業組合をいう。)及び協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条で規定する協業組合をいう。)(以下これらを総称して「中小企業等」という。)のうち、次の第1号及び第2号のいずれにも該当し、かつ第3号から第6号のいずれかに該当する中小企業等について行う。

- (1) 都内に主たる事業所を有し、「ものづくり部門」については、「ものづくり基盤技術振興基本法施行令(平成11年政令第188号)」第2条に定める業種を、「サービス部門」及び「建設・建築部門」については、技能者の技能レベルを競う技能五輪全国大会の競技職種に関連する業種(詳細は別表に定める。)、もしくは技能検定職種に関連する業種等を営んでいること
- (2) 過去5年の間に法令等に違反した事実の無いこと
- (3) 技能の向上のために技能者の能力開発を積極的に行っていること
- (4) 技能者の処遇・地位向上に独自の取組を行っていること
- (5) 地域や業界における技能継承に積極的に取り組み、その貢献が顕著であること
- (6) その他人材育成について独自の取組を行っていること

ものづくり基盤技術振興基本法施行令(平成11年政令第188号)より抜粋

内閣は、ものづくり基盤技術振興基本法(平成11年法律第2号)第2条第1項及び第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

第1条(ものづくり基盤技術)

ものづくり基盤技術振興基本法(以下「法」という)第2条第1項の政令で定める技術は、次のとおりとする。

- 一 設計に係る技術
- 二 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鑄造及びプレス加工に係る技術
- 三 圧延、伸線及び引抜きに係る技術
- 四 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術
- 五 整毛及び紡績に係る技術
- 六 製織、剪毛及び編成に係る技術
- 七 縫製に係る技術
- 八 染色に係る技術
- 九 粉碎に係る技術
- 十 抄紙に係る技術
- 十一 製版に係る技術
- 十二 分離に係る技術
- 十三 洗浄に係る技術
- 十四 熱処理に係る技術
- 十五 溶接に係る技術
- 十六 熔融に係る技術
- 十七 塗装及びめっきに係る技術
- 十八 精製に係る技術
- 十九 加水分解及び電気分解に係る技術
- 二十 発酵に係る技術
- 二十一 重合に係る技術
- 二十二 真空の維持に係る技術
- 二十三 巻取りに係る技術
- 二十四 製造過程の管理に係る技術
- 二十五 機械器具の修理及び調整に係る技術
- 二十六 非破壊検査及び物性の測定に係る技術

第2条（ものづくり基盤産業）

法第2条第2項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 製造業（前条各号に掲げる技術を主として利用するものに限る。）
- 二 自動車整備業
- 三 機械・家具等修理業
- 四 ソフトウェア業
- 五 情報処理・提供サービス業（情報処理サービス業を除き、工業の科学技術に関する研究開発に係る情報の提供を行うものに限る。）
- 六 デザイン業
- 七 機械設計業及びエンジニアリング業
- 八 研究開発支援検査分析業
- 九 理学研究所及び工学研究所（それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。）

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優秀な技能者の育成と技能の継承への取組に成果を上げた優良企業等を選定し知事賞を贈呈することにより、中小企業等における技能者の人材育成と処遇・地位の向上を図り、もって東京の産業の活性化と競争力ある東京のものづくり産業及びサービス産業を築くことを目的とする。

(選定対象)

第2条 被贈呈者の選定は、知事が、技能者の育成と処遇・地位の向上に努めた中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定する中小企業をいう。以下同じ。）、企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号で規定する企業組合をいう。）及び協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条で規定する協業組合をいう。）（以下これらを総称して「中小企業等」という。）のうち、次の第1号及び第2号のいずれにも該当し、かつ第3号から第6号のいずれかに該当する中小企業等について行う。

- (1) 都内に主たる事業所を有し、「ものづくり部門」については、「ものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成11年政令第188号）」第2条に定める業種を、「サービス部門」及び「建設・建築部門」については、技能者の技能レベルを競う技能五輪全国大会の競技職種に関連する業種（詳細は別表に定める。）、もしくは技能検定職種に関連する業種等を営んでいること
- (2) 過去5年の間に法令等に違反した事実の無いこと
- (3) 技能の向上のために技能者の能力開発を積極的に行っていること
- (4) 技能者の処遇・地位向上に独自の取組を行っていること
- (5) 地域や業界における技能継承に積極的に取り組み、その貢献が顕著であること
- (6) その他人材育成について独自の取組を行っていること

(選定の方法)

第3条 贈呈を受けるべき中小企業等は、東京商工会議所等の経済団体、業界団体及び区市町村長等が推薦した者のうちから知事が選定する。

- 2 知事は、前項の規定により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適切に行うため、東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈審査会（以下「大賞審査会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 大賞審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(知事賞の形式)

第4条 知事賞は、賞状等を贈呈して行う。

(賞の内容)

第5条 東京都中小企業技能人材育成大賞は次の各号のとおりとする。

- 1 大賞 1社又は団体（3部門の中から1社又は団体）
- 2 優秀賞 3社又は団体程度（各部門から1社又は団体程度）
- 3 奨励賞 9社又は団体程度（各部門から3社又は団体程度）

(贈呈の時期)

第6条 贈呈は、毎年11月中に知事が定める日に行う。ただし、知事が必要と認めるときは、別に定める日に行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月27日から施行する。

「サービス部門」と「建設・建築部門」の業種について

「サービス部門」と「建設・建築部門」における、技能五輪全国大会の競技職種に関連する業種は以下のとおりとする。

	競技職種	業 種 例 (産業分類一覧より参照)
1. サービス部門	① フラワー装飾	小売業-その他の小売業-花・植木小売業
	② 美容	生活関連サービス業-美容業
	③ 理容	生活関連サービス業-理容業
	④ 洋菓子	製造業-食料品製造業-パン・菓子製造業
	⑤ 西洋料理	飲食サービス業-飲食店-専門料理店
	⑥ 日本料理	飲食サービス業-飲食店-専門料理店
	⑦ レストランサービス	飲食サービス業-飲食店、宿泊業-旅館、ホテル
2. 建設・建築部門	① タイル張り	建設業-職別工事業-石工・れんが・タイル・ブロック工事業
	② 配管	建設業-総合工事業、設備工事業
	③ 石工	建設業-職別工事業-石工・れんが・タイル・ブロック工事業
	④ 左官	建設業-職別工事業-左官工事業
	⑤ 家具	製造業-家具・装備品製造業
	⑥ 建具	製造業-木材・木製品製造業
	⑦ 建築大工	建設業-総合工事業-建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム事業 建設業-職別工事業-大工工事業
	⑧ 造園	農業-園芸サービス業
	⑨ 冷凍空調技術	建設業-設備工事業
	⑩ とび	建設業-職別工事業-とび・土工・コンクリート工事業

※なお、「サービス部門」の競技職種の中で上記の競技職種以外に、「貴金属装身具」、「洋裁」、「和裁」がある。この競技職種は、「ものづくり部門」の「ものづくり基盤技術振興基本法 施行令」第2条に定める業種となるため、「ものづくり部門」とする。

東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈審査会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈要綱第3条第3項の規定に基づき、東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞贈呈審査会（以下、「大賞審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の依頼)

第2条 審査委員は、学識経験者等から、知事が依頼する。

2 審査委員の数は、8人以内とする。

3 審査に必要な場合には、審査委員以外に特別委員を知事が依頼することができる。

(審査会の職務)

第3条 大賞審査会は、候補となる中小企業等について、贈呈を行うことの適否を審査して、知事に意見を具申する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(招集)

第5条 大賞審査会は知事が招集する。

(庶務)

第6条 大賞審査会の庶務は、産業労働局雇用就業部能力開発課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、大賞審査会の運営に関し必要な事項は、雇用就業部長が定める。

附 則

この要綱は平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。